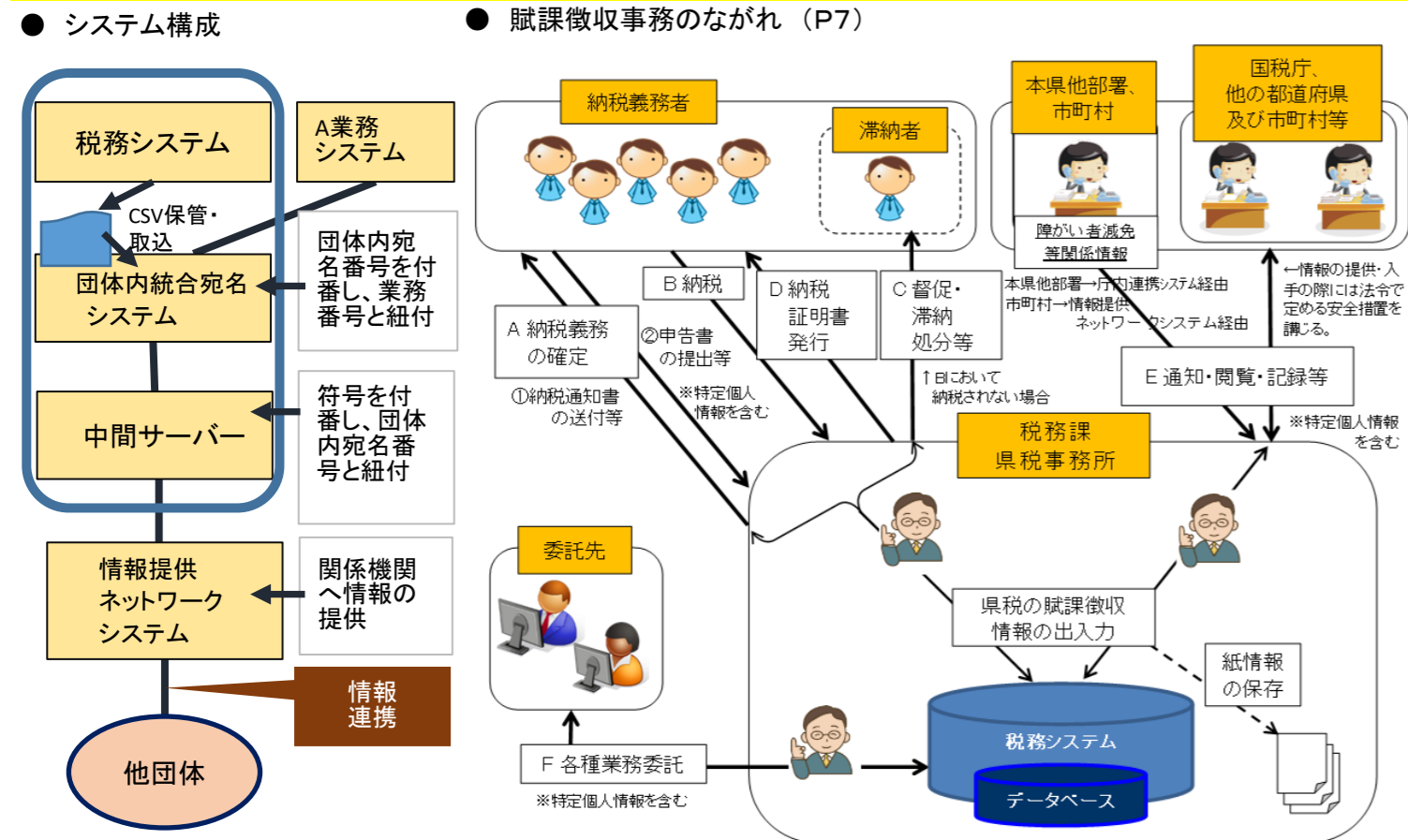


I 基本情報

1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	P3
① 事務の名称	県税の賦課徴収事務
② 事務の内容	県税の賦課徴収
③ 対象人数	348万人(R1.10.10現在)(税務システムに登録している個人の納税義務者数)
2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	P3
《システム1》	
① システムの名称	税務システム
② システムの機能	県税の賦課徴収事務の電算処理
③ 他のシステムとの接続	団体内統合宛名システム(直接の接続はなし)
《システム2》	
① システムの名称	団体内統合宛名システム
② システムの機能	団体内統合宛名番号の付番と業務利用番号の紐づけ 等
③ 他のシステムとの接続	税務システム、中間サーバー
《システム3》	
① システムの名称	中間サーバー
② システムの機能	個人を識別する符号を取得し、団体内統合宛名番号とを紐づけ
③ 他のシステムとの接続	団体内統合宛名システム、情報提供ネットワーク
《システム4》	
① システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
② システムの機能	住民基本台帳の個人情報を管理・保有
《システム5》	
① システムの名称	地方税ポータルシステム(eLTAX)
② システムの機能	納税義務者の電子申告・納税 等
3 特定個人情報ファイル名	税務システムデータベースファイル
4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	P6
① 事務実施上の必要性	県税の賦課徴収事務を公平公正かつ効率的に行うため
② 実現が期待されるメリット	個人の特定が正確に行えるため、公正な賦課徴収につながる
5 個人番号の利用	P6
法令上の根拠	番号法第9条第1項

● システムの構成及び賦課徴収事務のながれ



6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	P6	
① 実施の有無	有	
② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	
II 特定個人情報ファイルの概要		
1 特定個人情報ファイル名	税務システムデータベースファイル	P8
2 基本情報	P8	
① ファイルの種類	システム用ファイル	
② 対象となる本人の数	226万人(R1.10.10現在)(個人番号に登録している納税義務者数)	
③ 対象となる本人の範囲/必要性	納税義務者及び課税調査対象者/公平・公正な賦課徴収のため	
④ 記録される項目	100項目以上 主な記録項目 個人番号、内部番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所) 国税関係情報、地方税関係情報、連絡先、障がい者福祉情報、生活保護・社会福祉関係情報 等	
⑤ 保有開始日	その妥当性 平成28年1月1日(個人番号利用開始日~)	
3 特定個人情報の入手・使用	P9	
① 入手元	本人又は本人の代理人、関係機関(県の関係課、国税庁、他都道府県、市町村)、地方公共団体情報システム機構	
② 入手方法	紙、地方税ポータルシステム、電子記録媒体、フラッシュメモリ 情報提供ネットワークシステム 等	
③ 入手の時期・頻度	確定申告書情報(毎年)等定期的(確定申告時期は毎営業日)に入手 減免申請受付時等、随時で入手	
④ 入手に係る妥当性	番号法で記載されている情報に限り入手	
⑤ 本人への明示	入手時に、本人又本人の代理人へ使用目的を説明	
⑥ 使用目的	県税の賦課徴収事務	
⑦ 使用の主体	使用部署 県税12事務所、税務課 使用者数 759人(R2.1.8現在)	
⑧ 使用方法	県税の賦課徴収	
⑨ 使用開始日	平成28年1月1日(個人番号利用開始日~)	
4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	P11	
《委託1》税務システムの運用管理等業務委託	P11	
① 委託内容	税務システムの維持及び機能向上に係る運用管理等業務委託	
② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数 226万人(R1.10.10現在)(個人番号に登録している納税義務者数) 対象となる本人の範囲 納税義務者及び課税調査対象者 その妥当性 税務システムの維持管理のため妥当	
③ 委託先における取扱者	5人	
④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	利用事務系ネットワークシステム	
⑤ 委託先名の確認方法	公示、開示請求、情報提供	
⑥ 委託先名	(株)BCC	
⑦ 再委託の有無	無	
《委託2》自動車二税(自動車税及び自動車取得税)の申告書に係る情報処理業務委託	P11	
① 委託内容	申告書のデータ化、申告書と自動車登録情報の突合	
② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数 210万人(R2.1.27)(H28~(マイナンバー導入後)自動車二税の個人の納税義務者数) 対象となる本人の範囲 自動車二税の納税義務者 その妥当性 適正な自動車二税の賦課徴収に必要であり、取扱いは自動車二税の 情報に留まるため妥当	
③ 委託先における取扱者数	36人(R1.9.25)(自動車販売店協会33人+BCC3人)	
④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	紙、利用事務系ネットワークシステム	
⑤ 委託先名の確認方法	開示請求、情報提供	
⑥ 委託先名	福岡県自動車販売店協会、(株)BCC	
⑦ 再委託の有無	無	

● 用語

・LGWAN 行政機関専用のネットワーク。
 ・利用事務系ネットワーク 業務システムとマイナンバー利用業務システムの通信経路を分離するよう国から要請あり。マイナンバー利用業務として分離した通信経路が「利用事務系ネットワーク」。分離することで、マイナンバー利用業務システムからの住民情報の漏えいを防止する。

《委託3》 滞納整理等に伴うデータ抽出・加工業務委託		P12
① 委託内容	滞納情報のデータ抽出・加工	
② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数 26万人(R2.1.27現在)(H28～(マイナンバー導入後)個人の滞納者数) 対象となる本人の範囲 滞納者 その妥当性 滞納整理を効率的に行うため当処理は必要であり、取扱いは滞納者情報に留まるため、妥当	
③ 委託先における取扱者数	5人	
④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	利用事務系ネットワークシステム	
⑤ 委託先名の確認方法	開示請求、情報提供	
⑥ 委託先名	(株)BCC	
⑦ 再委託の有無	無	

《委託4》 県税収納管理業務等データ入力委託		P13
① 委託内容	収入情報及び課税情報のデータパンチ	
② 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	対象となる本人の数 216万人(R2.1.27現在)((H28～(マイナンバー導入後)収納管理マスタの個人数) 対象となる本人の範囲 納税義務者 その妥当性 150万人に及ぶ収入及び課税情報を効率的にシステムで取り扱うためには必要な処理であり、取扱いは処理に必要な範囲に留まるため妥当	
③ 委託先における取扱者数	23人(テルウェル西日本10人+BCC13人)	
④ 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	電子記録媒体、紙、利用事務系ネットワークシステム	
⑤ 委託先名の確認方法	開示請求、情報提供	
⑥ 委託先名	テルウェル西日本(株)九州支店(収入情報)、(株)BCC(課税情報)	
⑦ 再委託の有無	無	

5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

《提供先1》 市町村、他都道府県及び国		P14
① 法令上の根拠	番号法第19条第9号	
② 提供先における用途	賦課徴収事務	
③ 提供する情報	納税義務者情報	
④ 提供する情報の対象となる本人の数	226万人(R1.10.10現在)(個人番号を登録している納税義務者数)	
⑤ 提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥ 提供方法	紙	
⑦ 時期、頻度	随時	

《提供先2》 市町村、他都道府県及び国		P14
① 法令上の根拠	番号法第19条第14号	
② 提供先における用途	賦課徴収事務	
③ 提供する情報	納税義務者情報	
④ 提供する情報の対象となる本人の数	226万人(R1.10.10現在)(個人番号を登録している納税義務者数)	
⑤ 提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者	
⑥ 提供方法	紙	
⑦ 時期、頻度	随時	

《提供先3》 市町村		P15
① 法令上の根拠	地方税法附則第7条第5項	
② 提供先における用途	個人住民税の賦課徴収事務	
③ 提供する情報	対象となる寄附者の寄附金額、住所、氏名	
④ 提供する情報の対象となる本人の数	154人(H30年度対象者)	
⑤ 提供する情報の対象となる本人の範囲	対象となる寄附をした者	
⑥ 提供方法	地方税ポータルシステム(LGWAN)	
⑦ 時期、頻度	毎年1月に1回	

6 特定個人情報の保管・消去		P16
① 保管場所	厳重に管理されたデータセンター内	
② 保管期間	期間 6年以上10年未満 その妥当性 地方税法上の賦課徴収期間に則り期間を定めているので妥当	
③ 消去方法	税務システム上で消去、紙媒体は外部業者による溶解処理	

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

1 特定個人情報ファイル名	税務システムデータベースファイル	P30
2 特定個人情報の入手	様式を定め、必要な情報以外は入手できないように措置している	P30

《リスク2》不適切な対応で入手が行われるリスク	定められた様式にのみ記載させるなどの措置を講じている
《リスク3》入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	入手する際、個人番号の真正性を確認するなどの対策を講じている
《リスク4》入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク	原則、本人及び代理人から直接受け取ることとしている

3 特定個人情報の使用 P31

《リスク1》目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	税務システムは、賦課徴収に関係ない情報を保有しないため、該当なし
《リスク2》権限のない者によって不正に使用されるリスク	個人ごとのユーザーIDとパスワードを発行。個人には、最小限の権限を付与し、特定個人情報の使用記録を残すなど、対策は十分である
《リスク3》従業員が事務外で使用するリスク	税務吏員は、地方税法に「秘密漏えいに関する罪」が定められているため、これを遵守している。また、原則1度研修会で個人情報保護を指導している。
《リスク4》特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	個人で複製できないようにアクセス制限をかけている

4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 P32

情報保護管理体制の確認	委託契約の「個人情報取扱特記事項」を遵守させる(秘密の保持/持出の禁止/複写の禁止等の項目を設定)
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	制限している
特定個人情報のファイルの取扱いの記録	記録を残している
特定個人情報の提供ルール	定めている
特定個人情報の消去のルール	定めている
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	定めている
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	再委託していない

5 特定個人情報の提供・移転 P33

《リスク1》不正な提供・移転が行われるリスク	特定個人情報の提供・移転の記録	「持出管理簿」において管理
特定個人情報の提供・移転に関するルール	定めている	
《リスク2》不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	番号法で定めた安全な措置を確保の上、提供・移転を行う	
《リスク3》誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	外部への提供には上長の承認を受ける等、対策は十分である	

6 情報提供ネットワークシステムとの接続 P34

《リスク1》目的外の入手が行われるリスク	無	対象者の情報に限り情報を入手
《リスク2》安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	無	当該システムにのみ接続する設計のため安全性は担保されている。
《リスク3》入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	無	個人番号に紐付された符号に基づき正確に回答がなされている
《リスク4》入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク	無	当該システムにのみ接続する設計のため安全性は担保されている。

7 特定個人情報の保管・消去 P36

《リスク1》特定個人情報の漏洩・滅失・毀損のリスク	物理的対策・技術的対策を十分に行っている。
過去3年における重大な事故	(他課委託)委託事業者によるメール誤送信事故あり
《リスク2》特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	無 必要がある都度、調査を行い情報の更新化を行う
《リスク3》特定個人情報が消去されずにいつまでも存在するリスク	無 保存期間経過の情報は、確認の上削除する

IV その他のリスク対策

1 監査 P38

① 自己点検	年に1回適正に運用がなされているか自己点検を実施
② 監査	他部署において運用が適正に行われているか監査を実施

2 従業員に対する教育・啓発 P38

	原則年1回、個人情報保護の研修を実施
--	--------------------

●参考

●パブリックコメントの実施	
周知方法:	県HP、県公報、県だより、新聞4紙(読売・朝日・毎日・西日本)、民放ラジオ
期間:	12月18日(水)～1月21日(火)まで35日間
意見:	0件

●前回の福岡県個人情報保護審議会

諮問:	H27.2.4(水)
説明:	H27.2.19(木)
答申:	H27.3.17(火)

●前回からの評価書の変更点

大きな変更点はなし
・法律改正による適用条文の訂正や、記載内容を分かりやすい表現に変更する等の変更のみ

● 税務システムと関連するシステム

